平成２２年４月１日

営業所技術者の施工現場配置の特例措置について

営業所技術者の施工現場配置の特例措置等については、次のとおりとします。

（１）施工現場に配置できる工事について

建設業法第７条第２号及び第 15 条第２号に定める営業所技術者は、下表に示す工事においてのみ、現場代理人又は主任技術者として配置することができます。

配置技術者の種類	営業所技術者と兼務可能な工事
現場代理人	請負代金額 500 万円未満で下記（２）の地域要件に該当する工事
主任技術者	請負代金額 4,500 万円未満（建築一式工事は 9,000 万円未満）で下記（２）の地域要件に該当する工事

※主任技術者は、建設業の種類に応じた資格が必要です。

（２）上記の（１）に係る営業所の地域要件について

平成 15 年４月 21 日付、国総建第 18 号の「営業所における専任の技術者取り扱い」の通知により特例として「工事現場と営業所が近接している場合（下表参照）」に限り、営業所技術者を現場代理人又は主任技術者として配置することができます。

施工場所	特例による営業所所在地の近接要件
横須賀市内	横須賀市・逗子市・葉山町・三浦市・横浜市金沢区に所在する営業所専任技術者が配置可能
市外	施工場所の市又はその隣接地（政令市は区、郡は町）に所在する営業所専任技術者が配置可能
（例）海老名市	厚木市・座間市・大和市・綾瀬市・藤沢市・高座郡寒川町に所在する営業所専任技術者が配置可能

※ただし、上記（１）の取扱いを満たすことにより配置することができます。

新設

（３）建設業法第 26 条の５　の規定にもとづく営業所技術者に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例について

建設業法第 26 条の５　等の規定で定める要件に該当する場合には、営業所技術者の営業所職務の適切な遂行に支障が生じるおそれがないものとして、主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行わせることができます。

１．配置できる工事について

配置技術者の種類	営業所技術者と兼務可能な工事
現場代理人	ー　（兼務できません）
主任技術者 監理技術者	請負代金額　１億円未満（建築一式工事は　２億円未満）

※主任技術者及び監理技術者は、建設業の種類に応じた資格が必要です。
※請負代金額の金額により、上記の（１）・（２）にもとづく取り扱いが可能な場合は、そちらを優先することとします。

２．建設業法第 26 条の５　等の規定で定める要件（以下のすべてを満たす必要があります）

①横須賀市長又は横須賀市上下水道事業管理者が発注する工事であること。
②工事現場が「市内」であること。
③営業所技術者と兼務することができる工事現場の数は、「１」であること。
④営業所技術者と兼務することができる工事の請負代金額は、１億円未満（建築一式工事の場合は、２億円未満）であること。
⑤営業所と工事現場との距離が１日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合におおむね２時間以内に到着できること。
⑥本市と契約する事業者に連なる下請次数が、「３」以下であること。
⑦営業所技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（工種が土木一式工事又は建築一式工事の場合は当該工事に関する１年以上の実務経験を有する者に限る）を配置できること。
⑧工事現場の施工体制を営業所技術者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。（情報通信技術：現場作業員の入退場が遠隔から管理できるＣＣＵＳ　又は　ＣＣＵＳ　と　ＡＰＩ　連携したシステム、その他遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム）
⑨営業所技術者が、当該工事現場以外の場所から、当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を

利用することが可能な環境が確保されていること。（映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器：スマートフォン、タブレット端末、ＷＥＢ会議システム等）

⑩次に掲げる事項を記載した人員の配置計画書を作成し、工事現場に備え置き、及び営業所で一定期間保存していること。

- 事業者の名称及び所在地
- 営業所名称及び当該営業所技術者の氏名
- 当該営業所技術者の１日当たりの法定外労働時間の見込み及び実績
- 契約した建設工事の名称、所在地、内容、請負代金額、及び、当該契約を締結した営業所の所在地
- 当該営業所と、契約した建設工事の工事現場の間の移動時間
- 契約した建設工事の下請次数
- 営業所技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者の氏名及び実務経験の内容（実務経験は契約した建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合に限る）
- 上記の⑧の工事現場の施工体制を営業所技術者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置の内容
- 上記の⑨の当該工事現場以外の場所から、当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器の内容

３．入札時の手続きについて

建設業法第 26 条の５　の規定にもとづく営業所技術者に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例の適用を希望する場合は、「予定技術者届」の現場代理人及び技術者の欄に必要事項を記入の上、「予定技術者届」の「※営業所技術者」の欄に、○印を入力し、入札書と一緒に送付すること。（随意契約の場合は、個別に相談をお願いします）

４．落札候補者の取り扱い

落札候補者の予定技術者届において、上記の３のとおり、「予定技術者届」の「※営業所技術者」の欄に、○印の入力がある場合、建設業法第 26 条の５　の規定にもとづく営業所技術者に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例の適用を希望する意思があるものとみなし、適用が可能と判断した案件（適用が不可の場合に、予定技術者届に記入された他の現場代理人及び技術者で配置可能と判断した場合も含む）については落札決定とします。

※当該 ○印の入力がない場合は、上記の（１）・（２）を適用し、現場代理人等の配置について確認します。

（４）具体的な配置のイメージ

※イメージ図の凡例（土木一式工事で、営業所技術者が現場代理人等を兼務している場合）

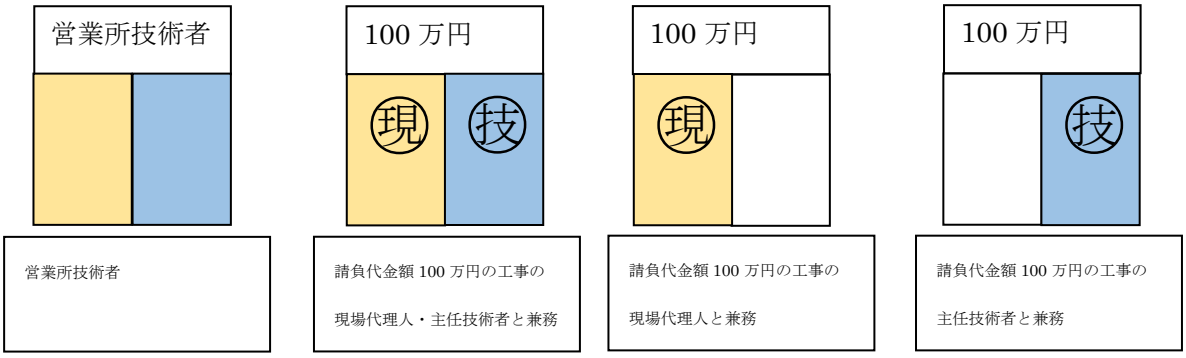

１．常駐義務のない現場代理人（請負代金額 500 万円未満）と兼務する場合

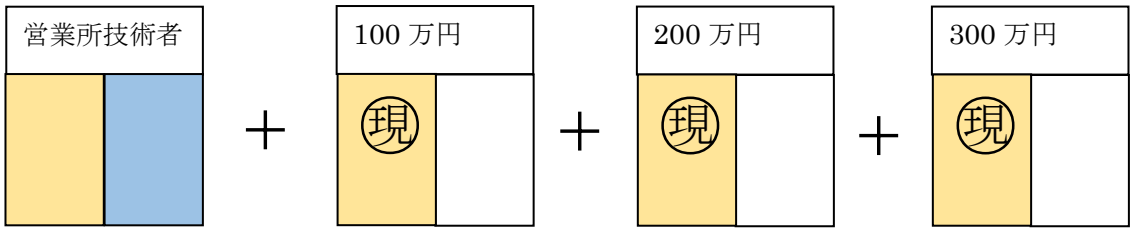

⇒件数に制限なく、兼務することができます（上記の（１）・（２）を適用）

２．専任義務のない主任技術者（請負代金額 4,500 万円未満）と兼務する場合

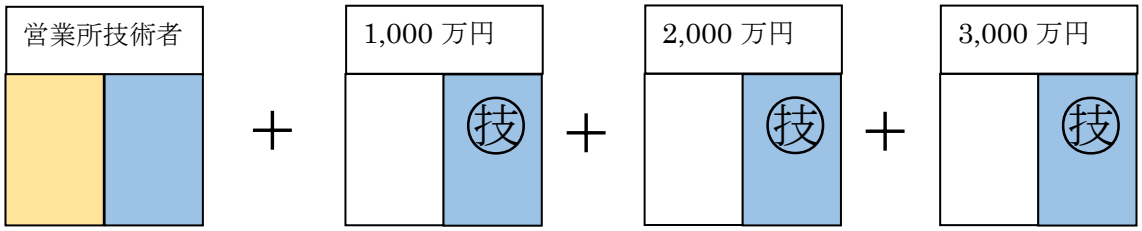

⇒件数に制限なく、兼務することができます（上記の（１）・（２）を適用）

３．常駐義務のない現場代理人　及び　専任義務のない主任技術者と兼務する場合

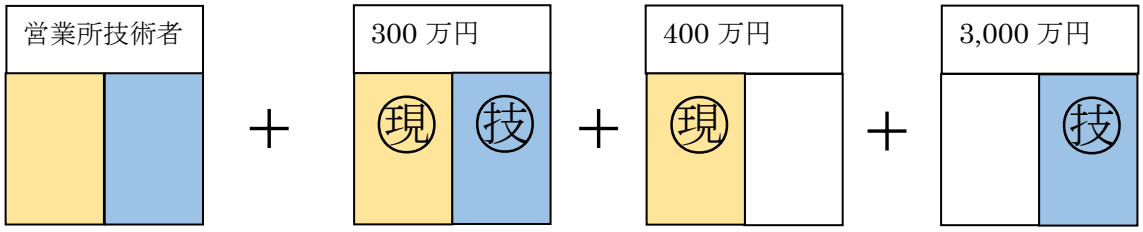

⇒件数に制限なく、兼務することができます（上記の（１）・（２）を適用）

4．専任義務のある主任技術者又は監理技術者と兼務する場合

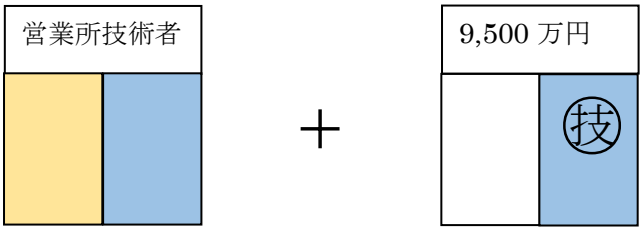

⇒工事現場の数が「１」のとき、兼務することができます（上記の（３）を適用の場合）

【　参考　】　兼務ができないとき

A．常駐義務のある現場代理人　又は　専任義務のある主任技術者　と兼務するとき

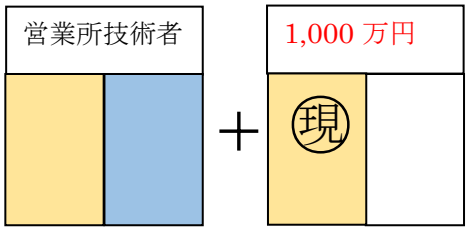

請負代金額が 500 万円未満でないため、兼務できません。

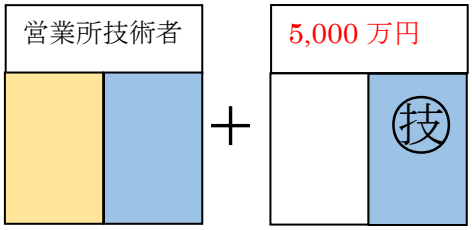

請負代金額が 4,500 万円未満でないため、兼務できません。
（上記の（３）を適用しない場合）

B．上記の（３）を適用する場合で、工事現場の数が「１」でなくなるとき

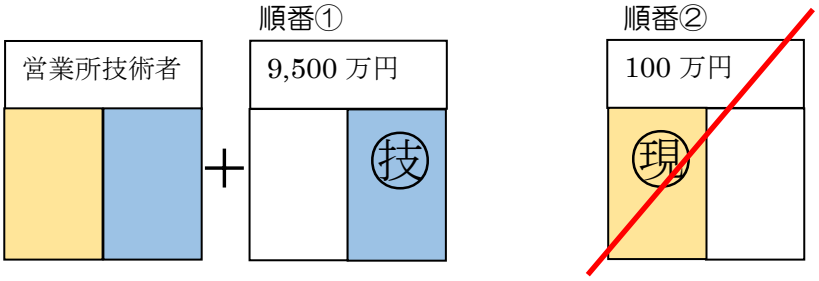

順番①を契約していた場合、順番②は、工事現場の数が「２」となるため、兼務できません。

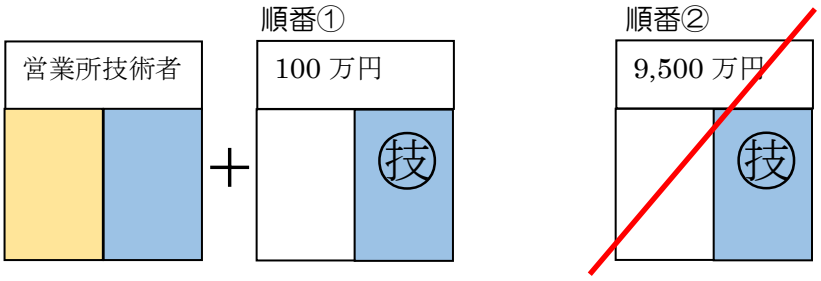

順番①を契約していた場合、順番②は、工事現場の数が「２」となるため、兼務できません。

平成 26 年４月１日改正
平成 28 年６月１日改正
令和５年１月１日改正
令和７年２月１日改正